

こくみん共済 coop

低解約返戻金特則付帯

せいめい共済 終身生命プラン

(終身生命共済)

[共済期間]

2025年9月1日から終身

掛金の控除:

2025年8月28日より

指定口座からの自動振替
となります。

契約引受団体:全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)

※当制度説明書文中では、当会と表記します。

■契約発効日と制度名

当制度は、契約発効日(保障開始日)により制度名・制度内容が異なります。ここでは①について記載しています。改定前(②・③)の保障内容は、お手元の共済契約証書を確認いただくか、所属の労働組合を通じて当会までお問い合わせください。

契約発効日(保障開始日)		制度名 ※こくみん共済 coop 事業規約名(商品名)
①	2019年8月1日～	せいめい共済 終身生命プラン ※終身生命共済(せいめい共済終身生命プラン基本タイプ)
②	2006年5月1日～2019年7月31日	新・せいめい共済 終身生命プラン ※終身生命共済(新せいめい共済終身生命プラン総合タイプ)
③	～2006年4月30日	終身共済マインド ※終身生命共済(終身共済マインド)

■特長

1. 安心が一生継続く「終身型」の死亡保障です。
2. 更新による掛金のアップはありません。
3. 退職後(中途退職を含む)も継続可能です。
4. 掛金払込免除制度があります。
※不慮の事故により当会所定の身体障がいの状態となった場合
5. 解約返戻金を抑えて掛金を割安にした低解約返戻金型の商品です。

申込書1枚につき、お一人のみの申し込みとなります。ご家族の方も同時に申し込みされる場合は、所属の労働組合へお問い合わせください。

定年後の保障を準備しておきたい方
におすすめです!



■掛金の払込方法・払込期間

口座振替(指定口座より自動振替)

初回振替日:8月28日 ※金融機関休業日の場合は翌営業日 2回目以降(月払の場合:毎月28日口座振替)も同様

※払込方法は月払のほか、半年払・年払・一時払があります。また払込期間は、短期払・終身払があります。

詳しくは、所属の労働組合を通じて当会までお問い合わせください。

■健康状態の確認日(告知日)

申込書記入(入力)日となります。

申し込みの場合は次ページの質問表の回答を申込書に記入(入力)してください。

■被共済者になることができる方

(1)年齢と続柄

次の①～③に該当する、発効日時点で満0歳～満70歳^(注)の方

①パナソニックグループの従業員本人

②上記①の配偶者^(注)

③上記①と生計を一にする子ども

(注)短期払の場合は満0歳～満65歳となります。また、配偶者には、内縁関係にある方等を含みます。詳しくは、後記・契約概要「3.被共済者になることができる方」をご確認ください。

※未成年者を契約者とする場合は、法定代理人の同意書をいただきます。

※子どもについては、満0歳(申込書記入(入力)日時時点で出生していること)より加入できます。

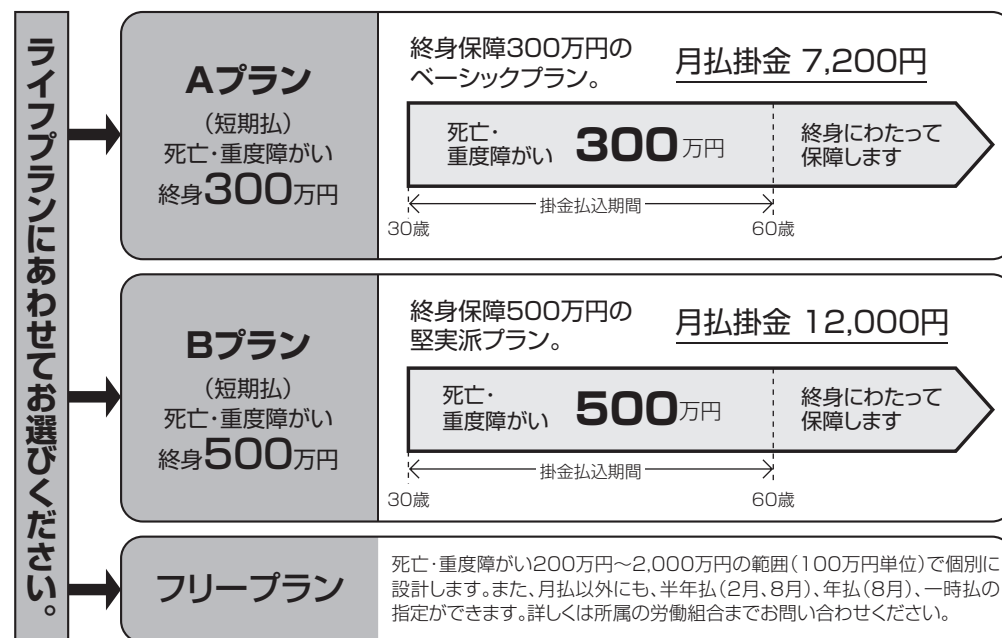
※海外勤務中の方(同行の配偶者・子どもを含みます)は、申し込みいただけません。

(2)健康状態等

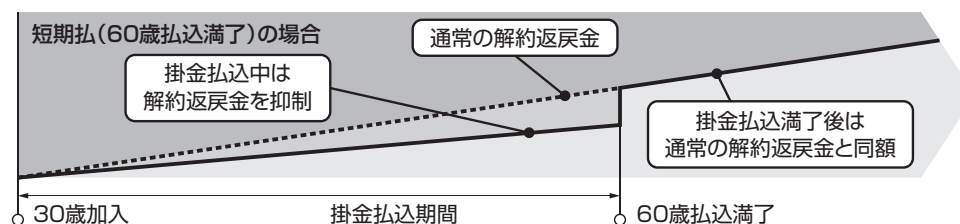
ご加入の際は次ページに記載されている質問表への回答が必要です。申込書の内容または質問表の回答により、加入できない場合または加入できる共済金額に限度がある場合があります。後記・注意喚起情報「2.加入申込書(申込書)および質問表の記入について」をご確認ください。

本共済のご契約に際して、当会職員が対面・お電話などで、共済商品のご説明等をさせていただいた場合は、「意向確認書」の作成・交付をさせていただくことがあります。

■各種プランのご案内 (30歳男性の加入例)



(注)掛金払込中の解約返戻金を抑えることで、掛金を割安にした商品です。



※終身払の場合は、一生にわたって低解約返戻金期間が続きます。

※解約返戻金の額は、掛金払込期間、加入経過年数などによって異なります。

(リビングニーズ特則)余命6ヵ月と診断されたとき、「死亡共済金」に替えて、「リビングニーズ共済金」を請求できます。

せいめい共済終身生命プラン 質問表【被共済者の健康状態について】 *後記「用語の説明」等、参照ください。

申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に質問表(健康状態等に関する質問)については、以下の【注意事項】をご確認のうえ、被共済者の健康状態について、すべての質問に必ず回答してください。

- 【注意事項】
- 被共済者の同意を得たうえで、被共済者の健康状態についてありのまま正確に回答してください。

■事実が記入されていないときは、契約は解除され、共済金等をお支払いできない場合があります。(口頭でお話されても、回答したことにはなりません)

■回答内容によっては加入いただけない場合があります。

質問に該当しない場合には「いいえ」(該当しない)に○印を、該当する場合には「はい」(該当する)に○印をつけてください。「はい」に○印をつけた場合には、ア～シのうちあてはまるものの記号に○印をつけ、その詳細を所定の欄に記入してください(右記および次ページにある各説明をご確認のうえ回答ください)。
*EPOCHと紙申込書では、スペースの関係から回答欄の様子が異なりますが、回答いただく内容は同じです。
EPOCHでお申し込みいただく場合は、「○印をつける」を「チェックをする」、「記入」を「入力」に読み替えてください。

【質問表(重要事項)】

必ずお答えください	最近の健康状態	ア.	最近3ヵ月以内に、以下のような症状や体の変調がありましたか。 発熱・咳などの持続、頸部・胸腹部・腰部の痛み、しこり(乳房・頸部など)、血便・血尿 その他の不正出血
		イ.	最近3ヵ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか(経過観察を含む)。または、医師より検査・治療・入院・手術をすすめられたことがありますか?
	過去5年以内の健康状態	ウ.	過去5年以内に、「手術」または「連続して7日以上」の入院(正常分娩による入院を除く)または「初診日から治療終了日までが14日間以上にわたる医師の診察・治療・投薬」を受けたことがありますか。
	過去2年以内の健康診断	エ.	過去2年以内に、健康診断・人間ドックを受けて、異常(要経過観察・要再検査・要精密検査・要治療を含む)を指摘されたことがありますか。 該当する場合は、検査日・総合所見・指導内容などを詳細欄に記入してください。 ※再検査・精密検査の結果に異常がない場合は、本質問項目には該当しません。 ※健康診断とは、健康維持および病気の早期発見のための診察・検査をいい、乳幼児健診や献血時の検査、その他自主的に受けた各種検診も含みます。
	がん等	オ.	今までに、がんまたは上皮内新生物にかかったことがありますか。 ※がんとは、白血病・骨髄腫・悪性リンパ腫・肉腫・骨肉腫などを含む、すべての悪性新生物をいいます
	身体の障がい	カ.	視力・聴力・言語・そしゃく機能の障がい、手・足・指の欠損や機能の障がい、あるいは背骨(脊柱)の変形や障がいがありますか。
女性の方は右記のキ、クにも必ずお答えください		キ.	過去5年以内に、子宮筋腫・子宮内膜症・卵巣のう腫・不妊症で入院・手術や医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 または、妊娠・分娩に伴う異常(帝王切開を含む)で入院・手術を受けたことがありますか。
		ク.	現在、妊娠していますか。 妊娠されている方は、妊娠何ヵ月目(何週目)か詳細欄に記入してください。
※質問「ケ」「コ」は、他のプラン専用の質問となるため、省略します(申込書の回答欄も省略しています)。			
必ずお答えください	過去の申込状況	サ.	最近2年間に生命保険または共済契約を申し込み、契約を断られたことがありますか。 該当する場合は、年月、会社(共済組合)名、理由を、詳細欄に記入してください。
	他の保険・共済契約	シ.	他の入院給付金付きの保険契約または共済契約がありますか。 該当する場合はその内容を詳細欄に記入してください。

【回答の記入について】

左記ア～シの質問事項のいずれかに該当する場合は詳細についても回答ください。

①傷病名

*診断された傷病名を記入してください(『疑い』の場合も含みます)。また、後遺症の有無についても記入してください。
*合併症や原疾患がある場合はその内容を「詳細」欄に記入してください。

②申込日(告知日)時点の状況

*「申込日(告知日)時点の状況」欄(完治・治療中・検査中・経過観察中)の該当するものひとつに○をつけてください。
●「完治」「治療中」「検査中」「経過観察中」については、後段の「用語の説明」を参照ください。
*「経過観察中」に該当し、医師より「治療の必要がない」と診断されている場合は、「医師より治療の必要がない」と診断されている」にも○をつけてください

③治療などを受けた期間

*初診日から治療終了日(完治日)までを「治療・検査などを受けた期間」欄に記入してください。
なお、治療中の場合は、申込日以前の最終治療日を記入してください。
*投薬の場合、処方された薬の日数の最終日までの期間となります。
(例:2月1日初診、4日分の薬を処方された場合→2月1日～2月5日となります。)
*経過観察後、完治となった場合には、投薬等の治療が最終的に終了した日を、治療終了日(完治日)として記入してください(寛解も完治とみなします)。

④治療などの内容

*「治療などの内容」(EPOCHの場合は「治療内容」)欄(通院・入院・手術・検査・投薬)の該当するものすべてに○をつけて、内容を記入してください。

⑤入院期間

*入院された場合は、「入院期間」欄に入院期間を記入してください。

⑥手術

*手術された場合は、「手術」欄に手術名(手術の内容)と「手術日」欄に手術をした年月日を記入してください。

⑦検査結果

*検査された場合は、「検査結果」欄の該当するものに○をつけてください。

⑧投薬

*投薬の場合は、処方された日数を「処方された日数」欄に入力してください。

⑨詳細

*ア～クについては、具体的な傷病原因・症状・検査理由・経過・検査結果・医師からの指示・今後の予定・妊娠月数(何ヵ月目・何週目)・健康診断の結果・合併症や原疾患がある場合はその内容などを「詳細」欄に記入してください。
*サについては具体的な年月、会社(共済組合)名、理由を記入してください。
*シについては具体的な会社(共済組合)名、契約日、保険(共済)種類、入院日額を記入してください。

【職業・職種の記入について】

以下の表1に該当する場合は、加入いただけません。表2に該当する場合は、「職業」欄に職業名を記入のうえ、職業コードを「詳細」欄に記入してください。表1・2に該当しない場合は、「職業」および「職種」欄に具体的に記入してください。
例:事務・営業・学生・主婦・無職

表1	力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業		
	テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業		
表2	競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者	職業コード	A01
	潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業		A02
	坑内、隧道内作業に従事される方		A03
	近海または遠洋漁業の船舶乗組員		A04
	1,000トン未満の船舶乗組員		A05
	警察官・海上保安官、その他これらに類する職業、自衛官(防衛大学校生を含みます)		B01
	ハイヤー、タクシー運転手		C01

【質問表への回答(告知)の必要がない場合】

- 次の病気で、入院中ではない場合、および入院や手術の予定がない場合は、治療中であっても質問表への回答(告知)の必要はありません。

花粉症、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、にきび、虫歯、歯科矯正、水虫

- 7日以内で完治したかぜ・インフルエンザ
- 入院、手術がなく、申込日現在、完治している手足の軽いけが(切り傷、すり傷、やけど、つき指、打撲、ねんざ)
- 医師に処方されたものであっても、病気の治療目的ではない投薬(避妊目的のピル、健康増進のためのビタミン剤など)

【加入いただけない主な場合】

- 入院中の場合
 - 時期を問わず、入院・手術の予定がある場合(手術には抜釘術を含みます)
 - 質問項目ア.に該当し、医師の診察を受けていない場合
 - 心臓ペースメーカーや植込型・埋込型除細動器(ICD)を装着されている場合
 - 検査(再検査含む)・精密検査の指示を受けていたり、すべての検査が完了していなかったり、検査結果を待っている場合
 - 妊娠8ヵ月以上(妊娠28週目以降)の場合
- <加入いただけない病気の主な例>

以下の病気で質問項目に該当する場合には、加入いただけません。
 ①白血病 ②脳卒中(脳内出血・脳梗塞・くも膜下出血)、脳動脈瘤 ③狭心症、心筋梗塞、動脈硬化症、動脈瘤 ④慢性肝炎(肝炎ウイルスキャリアを含みます)、肝硬変、慢性すい炎 ⑤腎不全、ネフローゼ、慢性腎炎 ⑥統合失調症、認知症 ⑦糖尿病、パーキンソン病、膠原病(全身性エリテマトーデス、関節リウマチ、強皮症、皮膚筋炎、結節性多発動脈炎、リウマチ熱など) ⑧慢性気管支炎、肺炎腫 ⑨潰瘍性大腸炎、クローン病など
 (注)上記以外の病気でも加入いただけない場合があります。

【用語の説明】

すすめられている	「急を要する」ものから「いずれいつか」というものまで、医師に治療を要する、と診断され、治療等をすすめられている場合を含みます。 また、医師から治療等を要すると言われたにもかかわらず、治療等をしていない場合も含みます。
検査	からだの異常や、異常の原因などについて調べることをいい、自立的か否かや検査の手法を問いません。 (健康診断やその後の再検査、乳幼児健診、献血時の検査、その他自主的に受けた各種検診も含みます)
治療	医師により病気やけがを治す目的で施される指示・指導または行為を指し、以下のものをいいます。 *投薬(ホルモン療法を含む)、手術、注射、点滴、放射線照射、レーザー治療、人工透析、心臓ペースメーカーや植込型・埋込型除細動器(ICD)を装着されている場合、理学療法、心理療法、その他の注意・指導など (注)病院ではない施設(整骨院、福祉センターなど)で行う施術についても、医師の指示による場合には「治療」に含みます。
経過観察	治療の必要はないが、傷病名の診断や異常の指摘を受けたのち、完治診断を受けていない状態をいいます。 また、有効な治療方法がないために受診や治療をしていない場合も含みます。 (注)完治診断を受けて以降の受診(完治後の健康管理のための受診など)は含みません。
手術	切開術のほか、抜釘術、内視鏡手術、レーザー治療、レーシック手術、美容整形の手術、帝王切開、人工中絶手術、避妊手術、臓器提供のための手術を含みます。 これらの手術には共済金のお支払対象とならない手術や入院を伴わない日帰り手術も含みます。ただし、抜歯や軽い切り傷等の縫合手術は含みません。

入院	病気やけがの治療を目的として医師の管理下で、病院または診療所のベッドを使用して1日以上安静にすることをいいます(日帰り入院も含みます)。 【注意】 (ア)検査が目的の入院であっても、その入院中に治療行為を行う場合は、「入院」として扱います。 (イ)保育器に入っている期間は「入院」として扱います。 (ウ)切迫早産で入院した場合、最終的な出産は自然分娩であっても、切迫早産での入院期間中は「入院」として扱います。 (エ)数時間程度ベッド上で安静にしていたなどで「日帰り入院」かどうか判断に迷う場合、「入院料」が算定されていれば「入院」として扱います。 (オ)医師の指導で柔道整復師、鍼灸師の管理下で入院(接骨院への入所(入院))した場合は、「入院」として扱います。 (カ)「連続して7日以上入院」とは、1回の入院につき入院日から退院日までの期間が7日以上の場合をいいます。 ただし、転院(別の病院に移ること)、または転科(別の科に移ること)をした場合は、連続した1回の入院とみなします。
14日間以上にわたる	初診日から治療終了日までの期間が14日以上の場合をいいます。 受診は1回でも、14日分以上の薬をもらった場合は、質問項目に該当します。
入院給付金付きの共済	当会(こくみん共済 coop)の共済も含みます。
完治	病気やけがが治り、医師より治療の終了を告げられた状態をいいます。 なお、寛解は完治として取り扱います。
治療・検査などを受けた期間	治療中は、申込日以前の最終治療日を記入してください。 投薬の場合、処方された薬の日数の最終日までの期間となります(例:2月1日初診、4日分の薬を処方された場合→2月1日～2月5日となります)。 経過観察後、完治となった場合には、投薬等の治療が最終的に終了した日を、治療終了日(完治日)として記入してください(寛解も完治とみなします)。

せいめい共済 終身生命プランは遺族保障のベースにオススメです

グループ生命共済

在職中のトータル保障はグループ生命共済に加入しましょう。



せいめい共済 終身生命プラン

退職後も年齢に関係なく保障が続くので、遺族保障のベースとすることをおすすめします。

払込方法

月払
半年払(2月、8月)
年払(8月)
一時払

払込期間

短期払…掛金の払い込みを一定の期間で満了とするものです。
終身払…掛金を終身にわたって払い込んでいただくものです。

独身期 新婚期 責任世代期 定年準備期 熟年 期

■ 世代別の加入ポイント

独身期 入社～30歳前

独身期は大きな保障は必要ありませんが、せいめい共済終身生命プランは、年齢が若いほど月々の掛金負担は軽く済みますので、将来のことを考えるならこの時期に加入しておくことをおすすめします。

保障額300万円(短期払／35年)

25歳男性 月払掛金

6,120円

25歳女性 月払掛金

5,820円



新婚期 30歳前後～35歳前後

扶養家族ができれば、独身期よりも死亡保障は少し大きめに。終身保障をまだ確保されていない人はできるだけ早く確保することをおすすめします。

保障額300万円(短期払／25年)

35歳男性 月払掛金

8,730円

35歳女性 月払掛金

8,340円



責任世代期 35歳前後～50歳

ムダな支出をどれだけ省くかが大きなポイントとなります。
必要以上に、保障を持ち過ぎていませんか？今からでも遅くはありません。保障全般の見直しは家計の助けとなります。せいめい共済終身生命プランは月払だけでなく半年払、年払、一時払もできます。

保障額300万円(短期払／20年)

40歳男性 月払掛金

11,070円

40歳女性 月払掛金

10,530円



■ せいめい共済 終身生命プラン 月払掛金表(短期払(60歳払済))^(注) (単位:円)

男 性		加入 年齢	女 性	
Aプラン 300万円	Bプラン 500万円		Aプラン 300万円	Bプラン 500万円
4,740	7,900	0歳	4,560	7,600
4,770	7,950	1歳	4,560	7,600
4,770	7,950	2歳	4,590	7,650
4,800	8,000	3歳	4,620	7,700
4,830	8,050	4歳	4,650	7,750
4,860	8,100	5歳	4,680	7,800
4,890	8,150	6歳	4,680	7,800
4,920	8,200	7歳	4,710	7,850
4,950	8,250	8歳	4,740	7,900
4,950	8,250	9歳	4,770	7,950
4,980	8,300	10歳	4,800	8,000
5,010	8,350	11歳	4,830	8,050
5,040	8,400	12歳	4,830	8,050
5,070	8,450	13歳	4,860	8,100
5,100	8,500	14歳	4,890	8,150
5,130	8,550	15歳	4,920	8,200
5,160	8,600	16歳	4,950	8,250
5,190	8,650	17歳	4,980	8,300
5,250	8,750	18歳	5,010	8,350
5,280	8,800	19歳	5,040	8,400
5,310	8,850	20歳	5,070	8,450
5,430	9,050	21歳	5,190	8,650
5,580	9,300	22歳	5,340	8,900
5,760	9,600	23歳	5,490	9,150
5,940	9,900	24歳	5,670	9,450
6,120	10,200	25歳	5,820	9,700
6,300	10,500	26歳	6,030	10,050
6,480	10,800	27歳	6,240	10,400
6,720	11,200	28歳	6,420	10,700
6,960	11,600	29歳	6,630	11,050
7,200	12,000	30歳	6,870	11,450
7,440	12,400	31歳	7,140	11,900
7,740	12,900	32歳	7,380	12,300
8,070	13,450	33歳	7,680	12,800
8,370	13,950	34歳	8,010	13,350
8,730	14,550	35歳	8,340	13,900
9,120	15,200	36歳	8,700	14,500
9,540	15,900	37歳	9,120	15,200
10,020	16,700	38歳	9,540	15,900
10,500	17,500	39歳	10,020	16,700
11,070	18,450	40歳	10,530	17,550
11,670	19,450	41歳	11,130	18,550
12,330	20,550	42歳	11,760	19,600
13,110	21,850	43歳	12,480	20,800
13,950	23,250	44歳	13,290	22,150
14,910	24,850	45歳	14,220	23,700
15,990	26,650	46歳	15,240	25,400
17,250	28,750	47歳	16,470	27,450
18,720	31,200	48歳	17,880	29,800
20,460	34,100	49歳	19,560	32,600
22,560	37,600	50歳	21,540	35,900
25,080	41,800	51歳	23,970	39,950
28,260	47,100	52歳	27,000	45,000
32,340	53,900	53歳	30,930	51,550
37,740	62,900	54歳	36,150	60,250
45,330	75,550	55歳	43,410	72,350
45,630	76,050	56歳	43,680	72,800
45,930	76,550	57歳	43,920	73,200
46,200	77,000	58歳	44,160	73,600
46,530	77,550	59歳	44,430	74,050
46,830	78,050	60歳	44,670	74,450

(注) 0～19歳は40年間、56～60歳は5年間となります。

※年齢は2025年9月1日時点の満年齢です。

※ここに記載されている以外の保障額、払込期間をご希望の方、半年払・年払・一時払をご希望の方は、当会までお問い合わせください。

5.一部のご職業について(加入制限について)

(1)保障開始日において、次の職業に従事している方は、被共済者となることはできません。

- ①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師 その他これらに類する職業
- ②テストパイロット、テストドライバー その他これらに類する職業

(2)被共済者の職業が下表にあてはまる場合には、共済金額を制限させていただくことがあります。後記・契約概要「6.契約できる共済金額の限度について」をご参照ください。

区 分	共済金額を制限する職業・職種名
A	●競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 ●潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業 ●坑内、隧道内作業に従事される方 ●近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ●1,000トン未満の船舶乗組員
B	●警察官、海上保安官、その他これらに類する職業 ●自衛官(防衛大学校生を含みます)
C	●ハイヤー、タクシー運転手

6.契約できる共済金額の限度について

■せいめい共済 終身生命プラン 加入限度

加入年齢	死亡共済金額(基本契約)
満 0歳～満14歳	500万円
満15歳～満60歳	2,000万円
満61歳～満70歳	500万円

なお、共済金額を制限する職業に従事されている方、重度障がい状態の方は、死亡共済金額(基本契約)の共済金額の限度は次のようになります。

〈共済金額を制限する職業に従事されている方〉

前記・契約概要「5.一部のご職業について(加入制限について)」の区分に応じて次のとおりです。

区 分	加入年齢	死亡共済金額(基本契約)
A	満 0歳～満70歳	500万円
B・C	満 0歳～満14歳	500万円
	満15歳～満60歳	2,000万円
	満61歳～満70歳	500万円

〈重度障がい状態の方〉

重度障がい状態の方は、年齢に応じて次のとおりです。

加入年齢	死亡共済金額(基本契約)
満 0歳～満70歳	200万円

※重度障がいとは、両眼を失明された状態、両下肢の用を全廃された状態など、当会所定の重度の身体障がいを行います(以下同じです)。

【ご注意】

①当会の終身生命共済事業規約では、死亡共済金額は被共済者1人につき2,000万円が限度となります。当会の事業規約「終身生命共済」にもとづく商品プラン・タイプにご加入のある場合、その死亡共済金額をすべて合計して被共済者1人につき2,000万円が限度となります。

②CO・OP生命共済〈あいあい〉、《新あいあい》にご加入の場合は加入限度が通算され、せいめい共済にご加入いただけないことがあります。

③その他、当会の契約にすでにご加入の方については、共済金額を制限させていただくことがあります。

④災害特約・災害死亡特約の付帯をご希望の方は、所属の労働組合を通じて当会までお問い合わせください。

7.共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割

払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

8.掛金額

掛金額は、タイプや共済金の額、年齢等により異なります。

詳しくは、前記・「■せいめい共済 終身生命プラン 月払掛金表」をご確認いただくか、所属の労働組合を通じて当会までお問い合わせください。

※終身生命プランでは、発効日からの経過期間によっては、払込掛金累計額が死亡保障額を上回る場合があります。

9.掛金の払込方法と払込場所・払込期間について

掛金の払込方法は、月払、半年払、年払、一時払があります。また、払込期間は、短期払と終身払があります。詳しくは、所属の労働組合を通じて当会までお問い合わせください。

※口座振替をする場合には、当会が指定する振替日までに掛金相当額を払い込んでください。指定口座から引き落としがされたときをもって、掛金の払い込みがあったものとします。

※同一の指定口座から2件以上の当会の契約(マイカー共済・年払火災共済・ねんきん共済等)の掛金を振り替える場合、合計金額を振り替えるものとし、一部の掛金のみを払い込むことはできません。

※掛金の延滞がある場合は、延滞分も合算して振り替えられます。口座の残高が不足しておりますと、すべての掛金が振替不能となり、契約が失効となる場合がありますので、注意してください。

10.割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象となります)。この割り戻し金は利息をつけてすえ置きます。なお、すえ置かれた割り戻し金は、共済期間の途中に、契約者からのご請求にもとづきお支払いすることもできます。

11.共済金受取人について

(1)共済金受取人は契約者です。

(2)(1)にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、①から⑤の順位になります。なお、②から⑤の中では、記載の順序になります。

①契約者の配偶者

②契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです)

③契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

④②にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

⑤③にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3)(2)において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。

(4)契約者は、被共済者の同意および当会の承諾を得て、前記(2)の死亡共済金受取人の順位または順序をかえるとき、または前記(2)以外の契約者の親族に指定または変更するときなどに、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。

(5)(4)により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約が更新または更改等されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。

(6)死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払後に共済金の請求を受けても、二重には共済金は支払いません。

(7)(4)により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、(1)または(2)に規定する順位および順序によります。

12. 共済金のお支払いについて

以下は共済金のお支払いなどの概要です。被共済者が共済期間中に支払事由に該当した場合に共済金を支払います。

ご不明な点がありましたら、所属の労働組合を通じて当会までお問い合わせください。

共済金	支払事由の概要	支払額
死亡共済金 および 重度障害共済金 (基本契約)	次のいずれかに該当したとき (1) 死亡共済金 被共済者が、共済期間中に死亡したとき (2) 重度障害共済金 被共済者が、発効日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として共済期間中に重度障がい の状態となったとき	死亡・重度障害共済金額 (200万円～2,000万円)

(注)・災害特約・災害死亡特約を付帯された場合の共済金にかかわる詳細は、所属する労働組合を通じて当会までお問い合わせください。

・リビングニーズ共済金にかかわる詳細は、所属する労働組合を通じて当会までお問い合わせください。

注 意 喚 起 情 報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して、特に注意していただきたい事項、不利益となる事項を記載しています。

1. クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属団体を通じて当会へお問い合わせください。

※書面による場合は、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。

※電磁的記録による場合は、当会ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

2. 加入申込書(申込書)および質問表の記入について

(1) 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。

(2) 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。

(3) 契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。申込書に申込日(告知日)の記入がなかった場合は、加入申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日(告知日)とします。

① 当会窓口(担当者): 当会の窓口(担当者)受付日

② 郵送: 消印日

※消印日が判読不明の場合は、当会受付日を申込日(告知日)として取り扱います。

(4) 健康診断書の提出が必要な場合

次の場合には、「質問表」へのご回答のほかに健康診断書を提出していただくことがあります。

① 満66歳以上の方

② 満61歳以上満66歳未満の方で死亡共済金および重度障害共済金の金額が300万円を超えるとき、または、満15歳以上満61歳未満の方で死亡共済金および重度障害共済金の金額が1,500万円を超

えるとき

③ 過去2年以内に当会の事業規約「終身生命共済」・「個人長期生命共済」にもとづく商品プラン・タイプに加入されたことがある場合には、その死亡共済金および重度障害共済金額を上記の金額に含めて健康診断書の提出をお願いします。

＜ご提出いただく健康診断書の種類＞

次のいずれかのコピーを提出してください。

① 勤務先の定期健康診断書

② 基本・特定健康診査結果表

③ 人間ドック成績表

※このほか、共済金額を制限する職業または重度障がい状態の方は、健康診断書を提出していただくことがあります。

※これらの健康診断書等は告知日(申込日)から1年以内に受診されたものがが必要です。お手元がない場合は、労働組合を通じて当会までお問い合わせください。

3. 契約の成立と効力の発生について

ご提出いただいた申込書にもとづき、当会が加入を承諾した場合、契約の効力は団体と協定している発効日(保障を開始する日)より発生します。なお、共済契約の申込承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

4. 掛金の払込猶予期間と契約の失効について

(1) 2回目以後の掛金の払い込みについては、払込期日の翌日から3か月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は次のときに効力を失い、消滅します。

この場合、その旨を契約者に通知いたします。

① 発効日が月の1日である契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時

② 発効日が月の1日でない契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効当日の午前零時

(2) 失効した場合は、解約返戻金相当額(すえ置き割り戻し金がある場合は、これを加えた額)から未納掛金を差し引いた額をお支払いします。

5. 解約と解約返戻金について

(1) 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式に解約日を記載のうえご提出ください。この場合、すえ置き割り戻し金があるときはお返しします。

(2) 契約を解約した場合の解約返戻金は死亡共済金額を限度とします。

(3) せいめい共済終身生命プランは、できる限り安い掛金で保障を実現するために、掛金払込期間中の解約返戻金を低く設定した商品です。

6. 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

詳しくは所属の労働組合を通じて当会までお問い合わせください。

7. 契約内容に関する届け出について(住所等の変更)

契約者((5)は被共済者または相続人)は、次の場合、所属の労働組合を通じて当会まで連絡してください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

(1) 契約者または被共済者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む)

(2) 契約者の住所を変更したとき

- (3)続柄が変更となったとき
- (4)海外に長期滞在することになったとき
- (5)契約者が死亡されたとき

8.共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する場合は、共済金をお支払いできません。ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

- (1)被共済者の犯罪行為
- (2)被共済者・契約者・共済金受取人の故意
- (3)契約が解除された場合
- (4)契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合
- (5)発効日から1年以内の自殺または自殺行為
- (6)発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったとき など

※重度障害共済金と死亡共済金、災害特約・災害死亡特約付帯時の障害共済金(重度障害のみ)と災害死亡共済金は、重複して支払いません。

※災害特約・災害死亡特約を付帯された場合の「共済金をお支払いできない場合」は、所属の労働組合を通じて当会までお問い合わせください。

9.規約および細則の変更について

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

10.詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺、強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は、お返ししていただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

11.契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1)被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
- (2)被共済者が発効日に前記・契約概要「3.被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
- (3)契約のお申し込みに際し、被共済者の同意を得ていなかったとき
- (4)契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
- (5)加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
- (6)契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき

※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者に返還します。

※すでに共済金または返戻金を支払っていた場合は返還していただきます。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

12.債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について

債権者等から解約の届出がされた場合であっても、1ヵ月以内に契約者以外の親族または被共済者から債権

者等に解約返戻金相当額をお支払いすれば契約を継続することができます。なお、その間に支払事由が発生した場合、当会の定める金額をお支払いし、契約は消滅します。

詳しくは所属の労働組合を通じて当会までお問い合わせください。

13.契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- (1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2)契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき

- (3)契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき

*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。

*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

- (4)他の契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき

- (5)前記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき

- (6)契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約に告知義務違反があった場合には、契約変更後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときはお返ししていただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

※前記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

14.被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。詳しくは所属の労働組合を通じて当会までお問い合わせください。

15.契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

- (1)被共済者が死亡したとき
- (2)被共済者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金が支払われた場合に限りです)

16.掛金の生命保険料控除について

せいめい共済終身生命プランの掛金は、生命保険料控除の対象となります。

17.納税義務国・居住地国確認について

加入時、共済金・解約返戻金の請求時、海外渡航届の提出時などに、納税義務国の確認をさせていただく場合があります。

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

組合員・お客さまからご提供いただいた個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のためにご契約者の所属労働組合、事業本部、当会と共同で利用させていただきます。

組合員・お客さまの個人情報については、上記に記載の目的以外には使用いたしません。

共同で利用する事項は【共同利用事項】のとおりです。

また、組合員・お客さまの個人情報の管理については、管理責任体制のもと、適切な管理を行うとともに、外部への流出の防止、外部からの不正なアクセス、または紛失・改ざんなどの危険に対し最大限の安全対策を実施しています。

なお、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は当会ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

【共同利用事項】

共同利用する保有個人データは次の項目です。

①会社等の事業場コード、事業場名、社員番号、ポストナンバー、支部コード、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、従業員区分

②加入・継続申込書記載事項（契約者情報・被共済者情報・契約内容）

③年末調整手続事項（年間払込金額・割戻金額・申告金額）

④パナソニックグループ労働組合連合会経由の共済金支払手続事項（支払通知書・契約者情報・被共済者情報、共済事由、共済金額）

■所属団体について

所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。

■医療機関等について

共済金の適正かつ迅速なお支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

■再共済（再保険）について

再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

■保有個人データ（共済契約等）の共同利用について

共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、行政庁／支払査定時照会制度に加盟する共済事業団体・生命保険会社／損害保険会社等との間で、本契約に関する個人情報を共同利用させていただくことがあります。

事務手続きについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済coopは、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

問い合わせ先

1. 共済制度・各種手続き（加入・契約内容に関する届け出・共済金の請求など）に関する問い合わせ
所属の労働組合または最寄りのこくみん共済 coop
2. その他問い合わせ
所属の労働組合または
こくみん共済 coop 大阪推進本部 事業推進部（電話 06-6647-7700 / 受付時間 平日9:00～17:00）

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

当会では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県の当会までご連絡ください。

2. 裁定・仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行なっています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

・電話 03-5368-5757

・受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

組合員について

1. 組合員の資格

（1）この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

（2）この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

（1）組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

（2）この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

（3）前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

（4）第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

（1）組合員たる資格の喪失

（2）死亡

（3）除名

5. 除名

（1）この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

①3年間この組合の事業を利用しないとき

②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

（2）前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

（3）この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

ご契約者の皆さまへ

当会は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください）。

ご契約にあたって

たすけあいから生まれた保障の生協です。

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

共済のお申し込みにあたっては下記内容に同意いただいたうえでお手続きください。

上段に記載の貴生協の趣旨に賛同し、加入します。
貴会が取り扱う「せいめい共済終身生命プラン」（事業規約名：終身生命共済）の事業規約・細則が契約内容となること、および、『制度説明書』に記載の「ご契約のてびき」を了承し、加入を申し込みます。
申込書と質問表の記載事項は事実であることを被共済者とともに誓約し、記載事項に明らかな誤りがあるときは貴会が訂正しても異議ありません。
本契約に関する個人情報は共済契約管理や共済金の支払い等の業務、各種商品・サービス等の案内、所属する労働組合・共済会等への提供、また、マイナンバーは支払調書作成の事務に利用されることを被共済者とともに同意します。
支払査定時照会制度について、詳細を「ご契約のてびき」で確認し、被共済者とともに内容を了解しました。

契約引受団体:全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)について

「こくみん共済 coop」は、
1957年9月に誕生した営利を目的としない保障（共済商品）の「生協」です。
たすけあいの輪を広げ、「豊かで安心できる社会づくり」に取り組んでいます。

こくみん共済
coop NEWS

詳しくはホームページへ

こくみん共済 coop

検索

<https://www.zenrosai.coop>

防災・減災活動

環境保全活動

子どもの
健全育成活動

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済
coop
全国労働者共済生活協同組合連合会

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口（100円）の出資が必要です（生活協同組合運営のために10口（1,000円）以上の出資をお願いしています）。

大阪推進本部（全大阪労働者共済生活協同組合）